

金融商品販売法・消費者契約法

金融商品販売法および消費者契約法とは…

金融商品販売法には、以下の3つの法則・理念が定められています。これらの規定設置により顧客の保護を図ることを目的とした法律です。

- ① 金融商品販売業者（金融機関等）に販売商品のリスクについて**説明義務**を課しています。
- ② 説明義務違反で顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者の責任を明確化しています。
- ③ 金融商品の販売等に係る勧誘の適正確保のための措置を定めています。

消費者契約法は、次のような内容を含む法律です。

- ① 契約内容について事業者の**情報提供義務**、消費者の**理解努力義務**を定めています。
- ② 消費者と事業者との間の契約について、消費者が誤認または困惑した場合に契約取消が容易にできるようにしています。
- ③ 事業者の過度な責任免除契約条項を無効としています。

以上2法の**法律の適用を受ける者は**、上記法律概要の説明から明らかなどおり、消費者契約法は消費者に相対する者として**事業者（全般）**が対象となるのに対して、金融商品販売法は**金融商品販売業者**だけが対象とされます。金融機関は事業者であり、かつ金融商品販売業者に該当するので両方の法律の適用を受けます。

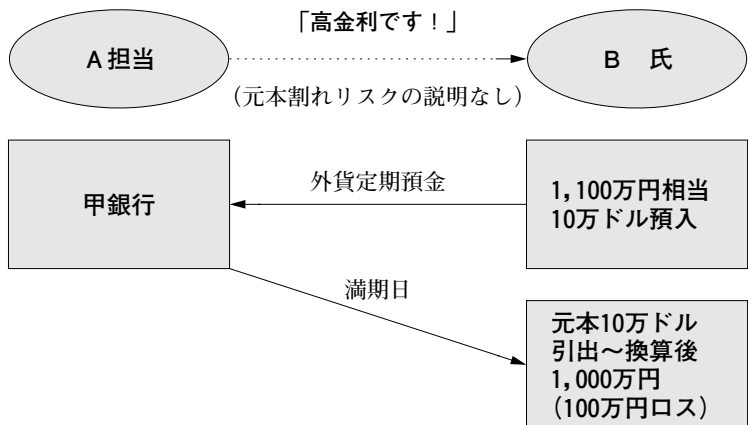
具体例

甲銀行東京支店では、外貨預金獲得の強化月間に渉外係 A が、外貨預金の経験のない高齢者顧客 B 氏に、金利の高いことだけを強調して外貨定期預金10万ドル（1,100万円相当）を獲得することに成功した。ところが満期日までの間にドルが暴落して、B氏は利息を受け取るどころか円貨に交換すると1,000万円しか受け取ることができず、投資元本を100万円も割ることになってしまった。

本事例の問題点

外貨預金は為替予約を付さないと円貨換算では元本割れするリスクのある商品です。この元本割れのリスクを説明せずに預金獲得したA担当の営業行為は金融商品販売法違反に該当します。また、外貨預金は甲銀行破綻時に預金保険によってカバーされない旨の説明も必要です。

A担当は外貨預金の高金利だけを強調して、円換算では満期日に投資金額1,100万円を下回るおそれがあること、すなわち消費者の不利益となる事実を告げずに販売（預金獲得）したため、消費者契約法違反にも該当します。



解説

（金融商品販売法）

金融商品販売法は①説明義務範囲、②金融商品販売業者の賠償責任、および③勧誘適正確保の3つの柱から成り立っています。テラーや渉外係のように第一線で活躍する金融機関職員に

とって最も重要であるのは、①の説明義務範囲です。

(1) 金融商品の説明義務範囲

金融機関の預金等販売員は金融商品の取引一般を通じて、販売を行う勧誘商品、顧客希望商品について**重要事項（元本割れのリスク等）**がある場合には（窓口で扱う商品はほとんど該当します）、その旨およびその原因となる事由等（為替相場指標等）について説明義務があります（金融商品販売法3条1項1号～3号）。元本割れの原因となる事由については、相場によるもの（価格変動リスク）、販売者（金融機関）の破綻等信用不安・有価証券発行者の破綻等信用不安によるもの（信用リスク）があります。

〈主要商品の説明義務〉

預金等の受入に関し、預金者等に対する情報提供や預金者等の求めに応じた商品情報の説明を適切に行う必要があります。

① 国内円預金

- ・預金保険適用の有無
- ・解約期間制限の有無

例えば、デリバティブ取引を組み込んだ元本割れの可能性のある預金商品については、デリバティブ取引を合わせれば元本保証がないことを説明しなくてはなりません。また、変動金利預金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等および金利情報の適切な提供を行う必要があります。

② 外貨預金

- ・為替リスク（元本割れリスク）
- ・預金保険の適用がないこと
- ・解約期間制限の有無

③ 投資信託

- ・価格変動リスク、為替リスク、信用リスク（元本割れリスク）
- ・預金保険の適用がないこと
- ・解約期間制限の有無

④ 保険商品

- ・元本割れリスク（変額保険）
- ・解約期間制限の有無
- ・保険会社破綻リスク（契約者保護機構の説明）

本事例では、外貨預金において円貨による受け取りを希望するときは元本割れのリスクがあることを説明しなくてはなりません。また、元本割れの事由（指標）は円ドル為替相場変動ですから、例えばドル建て外貨預金であれば「ドルの価値が下がれば（円高になれば）円貨受取額が減少します。」というように、元本割れの指標となる事実も説明する必要があります。さらに、甲銀行が破綻した場合の預金保険の適用の有無（外貨預金は適用外）をも説明すべきです。

また、金融商品の**権利行使期間**または**解除期間制限**があるときはその旨の説明義務も課されています（金融商品販売法3条1項4号）。本事例において販売した外貨預金に一定期間の解約制限が付されていればその旨の説明も必要となります。

金融機関自身が販売する円貨預金や外貨預金が説明義務の対象となるのは当然ですが、金融機関が**代理もしくは媒介する販売**も説明義務の対象に含まれます（金融商品販売法2条2項）。したがって、金融機関が投信販売を行う場合および保険商品販売を行う場合等も説明義務が課される点に注意が必要です。

〈2007年金融商品販売法の改正点〉

2006年に成立した改正金融商品販売法においては、各リスクについての説明事項として、「取引の仕組みのうちの重要な部分」が明文として追加されました。さらに、重要事項の説明は顧客の適合性に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度によるものでなければならないこととされました（改正金融商品販売法3条2項）。従来は、銀行窓口において元本割れのリスクがある旨の説明しか行わない例がありましたが、今後は、取引の仕組みについても説明できるようにしておく必要があります。

さらに、金融商品の元本欠損が生ずるおそれに関して、「当初元本を上回る損失を生ずるおそれ」がある場合は、その旨の説明を行わなければなりません（改正金融商品販売法3条1項2号、4号、6号）。ただし、銀行取引においては当初元本を上回る損失を生ずるおそれのある商品は今のところ販売していません。

(2) 説明を要しない顧客について

金融機関には原則として説明義務が課されていますが、次の2つの場合は重要事項（元本割れのリスク等）の説明を行う必要がありません（金融商品販売法3条4項）。

- ① 相手が**金融商品販売業者**である場合、すなわち相手が同業者である場合です。
- ② 説明義務のある重要事項（元本割れのリスク等）について説明を要しない旨の**顧客の意思の表明**があった場合……具体的には顧客がリスクを認識していること、および顧客の自主的な判断に基づく意思表示であることが必要と考えられます。この場合、実務上は書面上で意思確認を行い、意思確認を行った証拠を残しておきます。

2006年に成立した改正金融商品販売法においては、断定的判断の提供が禁止されました。すなわち銀行等金融商品販売業者は、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対して、金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断の提供をし、または確実であると誤認されるおそれのあることを告げることが禁止されます（改正金融商品販売法4条）。

(3) 金融機関の責任

元本割れのリスク等、金融商品販売法で義務化された説明を怠った場合は、これによって生じた顧客の損害を金融機関が負担しなくてはなりません。金融商品販売法が施行される前は説明義務の範囲等について金融機関側から争う余地がありましたが、現在は範囲が明確化されており（同法3条）、さらに同法

4条によって「当該重要事項（筆者注：元本割れリスク等のこと）について説明をしなかったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる」とされているため、説明義務の範囲等を争う余地がなくなりました。

本事例のように説明義務懈怠（注）があり、これによって顧客（B氏）が損害を被ったときは金融機関（甲銀行）は損害を賠償する責任があります。事例では、少なくとも100万円について損害賠償しなくてはなりません。

また、説明義務違反により元本ロスが生じた場合、顧客に生じた損害（ロス）と説明義務違反の間には因果関係があると推定されます。したがって、所定の説明を怠り、顧客に元本ロスが生じた場合は、当該ロス分についてほぼ確実に金融機関に損害賠償責任が発生することになります。

（注） 懈怠（かいたい）……なまけて一定の行為をせず責任を果たさないこと。「けたい」ともいう。

（4） 勧誘の適正の確保

金融商品販売法では、金融機関等金融商品販売業者に対し、勧誘の適正の確保に努めなければならないとされています（金融商品販売法4条）。勧誘の適正確保手段の一環として、各販売業者に対して**勧誘方針**を定めてこれを公表しなくてはなりません（金融商品販売法8条）。各金融機関はこの規定を受けて独自に勧誘方針を策定して店頭等において公表しています。金融商品を扱う担当者は、自社の勧誘方針がどのような内容になっているかを確認し、当該方針に則って勧誘を行う必要があります。

なお、金融商品販売法では勧誘方針について次の3項目について定めなくてはならないとされています。

- ① 勧誘の対象となる者の知識、経験および財産の状況に照らし配慮すべき事項。
- ② 勧誘の方法及び時間帯に関し、勧誘の対象となる者に対し

配慮すべき事項。

- ③ 前二号（上記2項目）に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項。

（消費者契約法）

（1）取り消し得る契約

消費者契約法においては、消費者保護の観点から次のような事実があった場合は、消費者が事業者との間に取り交わした契約を取り消すことができるとされています（消費者契約法4条）。

- ① 事業者が重要事実(注)と異なることを告げた場合。
- ② 将来の価額等が不確実な事項につき断定的判断を提供した場合。
- ③ 重要事項について消費者の利益となる旨を告げて不利益となる事実を故意に告げない場合。
- ④ 消費者が住居等から退去を望んでいるのに事業者が退去しなかった場合。
- ⑤ 消費者が事業所等から退去を望んでいるのに拘束した場合。

（注）重要事実……消費者契約にかかわる次の二つの事項であって、消費者の契約締結判断に通常影響を及ぼすべきもの。

- ① 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容。
- ② 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価、その他の取引条件。

したがって、本事例においてはA担当がドル安・円高による元本割れという不利益な事実を顧客B氏に告知しなかったため、B氏は外貨預金契約自体を取り消すこともできます。取り消された契約は初めから無効であったものとされ（民法121条）、預金契約は^{そと}遡及的に無効となるので、B氏は甲銀行に対して不当利得による1,100万円の返還請求が可能です（民法703条）。B氏は消費者契約法によっても、金融商品販売法によっても保護

されることとなります。

なお、担当Aが例えば「満期時はドル安になることなどありません」と不確定要素を断定的に情報提供していたとしたら、前記②の断定的判断提供として消費者契約法に触れることもありえます。

(2) 消費者にとって不当な条項の無効

消費者契約法は、消費者契約条項のうち、事業者の債務不履行または不法行為に基づき消費者に生じた損害の全部、または事業者の故意または重過失による債務不履行または不法行為に基づく損害の一部を免除する条項を無効としています（消費者契約法8条）。

また、民法等の任意規定に比べて消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する条項であって、信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものを無効としています（消費者契約法10条）。

本事例のようなケースでは問題となりませんが、新商品の約款等を検討する場合には留意しなくてはなりません。

効・罰則

〈金融商品販売法〉

- 元本割れリスクの説明懈怠があると、顧客に対して損害賠償責任が発生します（金融商品販売法4条）。この責任は説明懈怠がある以上、無過失責任であるといわれています。損害賠償において元本欠損額が説明懈怠による損害の額と推定されます（同法5条1項）。
- 勧誘方針を定めない金融機関、または勧誘方針を公表しない金融機関は50万円以下の過料に処せられます。

〈消費者契約法〉

- 消費者との契約において、重要事項（消費者契約法4条4項）について事実と異なることを告げた場合、あるいは消費者の不利益となる事実を故意に告げなかった場合等は、消費者側で当該契約を取り消すことができます（同法4条）。

- 債務不履行責任を全部免除する条項等、事業者の損害賠償の責任を免除する一定の条項は無効とされます（同法8条）。
- 消費者が支払う損害賠償額を予定する条項等も過度なものは無効とされます（同法9条）。
- 消費者の利益を一方的に害する条項も無効とされます（同法10条）。

コンプライアンス・チェック

〈金融商品販売法〉

- 金融商品販売法の観点から、金融商品の販売に際しての顧客への説明方法および内容が適切なものとなっているかどうか、常に心がけておく必要があります。
- 預金、投資信託等の販売において元本割れのリスクがある商品を勧誘する場合は、元本欠損リスクの理由とともにそのリスクがあることを顧客に説明する義務があります。円貨預金であっても預金保険の対象となるか否か等の説明が必要です。
- 各金融機関には勧誘方針が掲げられています。その内容をしっかり理解して暗記しておきましょう。

〈消費者契約法〉

- ①顧客にとって不利益な事実を故意に告げないケース、②事実と異なることを告げたケース、③不確定要素を断定的に情報提供したケース等いずれも消費者契約法違反となり、契約が取り消されることがあります。
- 各種約款等契約内容が不当に金融機関に有利なものになっていないかのチェックも必要です。

〈預金誤認防止義務～銀行法〉

- 投信や保険あるいは債券の販売においては、それらが預金とは異なる商品であることを説明しなければなりません。